

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課

### 1. 改正の趣旨

- 令和7年度予算案に関する自由民主党、公明党、日本維新の会による政党間協議において、いわゆる「130万円の壁」による働き控えの解消に向け、令和7年度中から、「106万円の壁」への対応として実施しているキャリアアップ助成金による措置を拡充することとされた。
- これを踏まえ、社会保険の被保険者ではない有期契約労働者等（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第118条の2第2項第1号に規定する有期契約労働者等（※）をいう。以下同じ。）が、就業調整を行うことなく働くことができる環境づくりのため、当分の間の措置として、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づくキャリアアップ助成金について制度の見直しを行うもの。  
改正の概要は別紙のとおり。
- ※ 有期契約労働者又は期間の定めのない労働契約を締結する労働者（通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員及び短時間正社員を除く。）

### 2. 根拠条項

雇用保険法第62条第2項

### 3. 施行期日等

- 公布日：令和7年6月（予定）
- 施行期日：令和7年7月1日（予定）

「短時間労働者労働時間延長支援コース」の新設

- 現行のキャリアアップ助成金社会保険適用時処遇改善コース（雇用保険法施行規則附則第 17 条の 2 の 7 において読み替えて適用する第 118 条の 2 第 10 項に規定する社会保険適用時処遇改善コースをいう。以下同じ。）においては、いわゆる年収 106 万円の壁への対応として、その雇用する有期契約労働者等が新たに社会保険の被保険者となる場合に一定の措置を講じた事業主又は一定の措置を講じたことによりその雇用する有期契約労働者等が新たに社会保険の被保険者となった場合における当該措置を講じた事業主に対して助成金を支給している。
- 具体的には、現行制度においては、令和 8 年 3 月 31 日までの暫定措置として、その雇用する有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上増額させ、週所定労働時間を 4 時間以上延長し、又は週所定労働時間を 1 時間以上 4 時間未満延長するとともに賃金を一定の割合以上増額させた上で、当該有期契約労働者等が新たに社会保険の被保険者となった場合に、助成金を支給している。
- 順次、社会保険の適用拡大が進められる中で、年収 130 万円の壁にも対応し、有期契約労働者等の社会保険の適用やキャリアアップを推し進める観点から、上記の社会保険適用時処遇改善コースに加え、有期契約労働者等が新たに社会保険の適用となる際に、労働時間の延長又は労働時間の延長及び賃金の増加の組合せによって労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して助成を行うことにより、壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするため、当該有期契約労働者等のキャリアアップを支援するための「短時間労働者労働時間延長支援コース」を新設する。
- 年収 130 万円の壁は、年収 106 万円の壁に比べて、壁を越えるに当たって社会保険の保険料負担が増加することから、労働者の収入を増加させるための労働時間の延長幅や、必要となる賃金増加の幅がより大きくなる。このため、「短時間労働者労働時間延長支援コース」では、年収 106 万円の壁への対応である現行のキャリアアップ助成金社会保険適用時処遇改善コースを上回る助成額とする。さらに、長期の職場定着と更なるキャリアアップを図るため、2 年目に、労働時間の延長又はキャリアアップのための措置を講じた場合は、当該取組についても助成することとする。
- また、被用者保険を適用し、非正規雇用労働者の処遇改善を進めるに当たって、より負担感の大きい小規模事業主については、更に助成額を引き上げ、支援を強化する。
- 本改正による改正後の規定は、令和 7 年 7 月 1 日から適用することとするが、同日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、社会保険適用時処遇改善コース労働時間延長メニュー又は併用メニューの取組から、今回新設する短時間労働者労働時間延長支援コースの取組に切り替えることを可能とする。
- なお、新設する「短時間労働者労働時間延長支援コース」は当分の間の暫定措置とする。

【現行の社会保険適用時処遇改善コースの暫定措置の概要】

○手当等により収入を増加させる場合

要件	1人当たり助成額	
	中小企業事業主	中小企業事業主以外
① (1年目) 15%以上賃金を増額させる措置を1年間継続すること	20万円	15万円
② (2年目) 15%以上賃金を増額させる措置を更に1年間継続し、3年目以降③の取組を行うことが書類等により確認できること	20万円	15万円
③ (3年目) 18%以上賃金を増額させる措置を継続すること	10万円	7万5,000円

○労働時間の延長と賃金の増加を組み合わせる場合

要件		1人当たり助成額	
所定労働時間の延長	賃金の増加	中小企業事業主	中小企業事業主以外
4時間以上	—	30万円	22万5,000円
3時間以上4時間未満	5%以上		
2時間以上3時間未満	10%以上		
1時間以上2時間未満	15%以上		

○手当等による収入の増加と労働時間の延長を組み合わせる場合

要件	一人当たり助成額		
	中小企業事業主	中小企業事業主以外	
① (1年目) 15%以上賃金を増額させる措置を1年間継続すること	50万円	37万5,000円	
② (2年目) ①の措置を講じた上で、以下のいずれかの措置を講じること			
所定労働時間の延長			賃金の増加
4時間以上			—
3時間以上4時間未満			5%以上
2時間以上3時間未満			10%以上
1時間以上2時間未満	15%以上		

※ 支給申請上限人数を撤廃。

※ 令和8年3月31日までの暫定措置。

【新設する短時間労働者労働時間延長支援コースの暫定措置の概要】

【1年目】

要件		1人当たり助成額		
所定労働時間の延長	賃金の増加	大企業事業主	中小企業事業主	小規模企業事業主
5時間以上	—	30万円	40万円	50万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

※複数年度かけて上記要件を満たす場合も対象

【2年目】

要件		1人当たり助成額		
所定労働時間の延長	賃金の増加	大企業事業主	中小企業事業主	小規模企業事業主
労働時間を更に2時間以上延長	—	15万円	20万円	25万円
—	基本給を更に5%以上増加又は昇給、賞与若しくは退職金制度の適用			

※被用者保険適用後、1年目と2年目で比較

- ※ 小規模企業事業主とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主をいう。
- ※ 支給申請上限人数はなし。
- ※ 当分の間の暫定措置。